

令和3年(ワ)第7039号 国家賠償請求事件

原告 株式会社グローバルダイニング

被告 東京都

## 証 拠 申 出 書 (2)

令和3年11月17日

東京地方裁判所 民事第42部 A 合議口係 御中

原告訴訟代理人弁護士 倉 持 麟 太 郎



同 水 野 泰 孝



同 金 塚 彩 乃



原告は、次の通り証拠の申出をする。

### 第1 証人7

#### 1 人証の表示

氏名：西村康稔（呼出・尋問予定時間45分）

肩書：衆議院議員

自民党 コロナ対策本部長、前 経済再生・コロナ対策担当大臣

住所：東京都千代田区永田町2-2-1

衆議院第一会館611号

#### 2 証明すべき事項

証人は、本訴訟で争点となっている第2回緊急事態宣言発出の際の担当大臣であり、同宣言及び本件命令の根拠たる改正新型インフルエンザ特措法（以下、「特措法」という。）について答弁に立ち続けた新型コロナ対策・立法の責任者である。

本件では、特措法（及び関係政令・告示等）の制定過程及び特措法45条2、3項の解釈における内閣官房等政府策定の事務連絡等関係指針をいかに解釈するかが重要な争点となっており、被告東京都の主張も政府策定の事務連絡等に全面的に依拠している。

また、証人は、基本的対処方針等諮問委員会を始めとした専門家を含めた重要な会議体においても責任大臣として出席しており、政府のコロナ対策について網羅的に把握し、政府の意思決定を実質的に担っていた者である。

以上から、特措法関係法令及びその解釈について、立法者意思を含めた全般的な政府の法解釈等について立証するとともに、第2回緊急事態宣言及び特に原告に命令を発出した時点前後における政府のコロナ対策についての意思決定過程及び政府と地方自治体の認識を立証するものである。

### 3 尋問事項

別紙のとおり。

(別紙)

尋 問 事 項

証 人 7 西 村 康 稔

- 1 経歴及び第2回緊急事態宣言前後における職務権限と職務内容
- 2 令和3年の特措法改正時の審議過程（立法者意思）について
- 3 特措法の解釈（行政としての有権解釈）について
- 4 特措法に関する関係事務連絡等の制定過程及びその解釈について（とりわけ、特措法45条2項及び3項の「正当な理由」「特に必要があると認められる場合に限り」という要件の解釈について）
- 5 第1回緊急事態宣言から現在にいたるまでの緊急事態宣言、とりわけ第2回緊急事態宣言発出及び延長/解除の際の政府が構成する会議体の意思決定等、政治判断についての具体的判断過程及び内容について
- 6 東京都からの重症病床数の報告の認識について
- 7 緊急事態宣言の発出及び延長/解除の際に東京都といかなる連絡・連携等を行ったのかについて
- 8 国務大臣の憲法尊重擁護義務について
- 9 その他上記に関する一切の事項について

以 上